一般

日本弁護士国民年金基金の年金を受給する予定の皆様へ

公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（令和９年分）について

「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（令和９年分)」(以下「申告書」といいます。)を送付致しますので、ご査収願います。

この申告書は、令和９年中に当基金から支払われる年金見込み額が一定額以上であって、所得税の源泉徴収の対象となる受給者の方にお送りするものです。令和９年に支払われる基金年金の税金計算の基礎とするための書類ですので、同封の「記入要領」をよくお読みになり、申告書の作成をお願いします。

本申告書は令和９年のみ適用となります。したがって、前年同様のご状況であっても、ご本人様に障害等がある場合や扶養親族等がおられる場合で、各種控除を受けるには、毎年提出が必要です。(扶養している人がおらず、受給者ご本人様が障害者控除や寡婦控除・ひとり親控除等を受けない場合には、提出は不要です。)

本申告書は、令和８年１２月１６日（水）基金必着にてご提出願います。提出期限後に基金に到着した場合や、申告書の記入不備により訂正手続に時間を要した場合は、訂正処理がされた後の直近の年金支給日から申告内容に基づく税額計算がなされますので、源泉徴収された所得税が納め過ぎとなったときは、確定申告で調整してください。

なお、税に関する個別的なご確認・ご相談は、お近くの税務署にお問い合わせください。

令和８年１１月

日本弁護士国民年金基金

＜記入に関するご注意＞

１．「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」は１カ所のみにご提出ください。

基金の年金のほかに基礎年金・厚生年金等を受給され、年金事務所に申告書を提出された場合、当基金への提出は不要です。(複数の所得がある場合、確定申告で調整が必要です。)

２．控除対象となる配偶者・扶養親族等には所得額制限があります。(所得額記入必須)

配偶者は所得９５万円以下、扶養親族等は原則６２万円以下（特定親族は８５万円以下）の場合のみ源泉控除対象です。受給者本人の所得額も関係するため（詳細は記入要領参照。本人所得が９００万円を超える場合は、配偶者は障害がありかつ所得が６２万円以下の場合のみ対象です。)、対象となる方がいる場合のみ、申告書に該当者の氏名・所得見積額等をご記入ください。(印字済で、今回対象から外れる場合には、二重線で抹消してください。)

※青色・白色事業専従者は、控除対象者から除かれるため、扶養親族等申告書には控除対象として記入できません。

３．所得見積額＝「年間の総収入－必要経費等の控除額」です。

収入の種類によって計算方法が異なります。(詳細は記入要領参照)

なお、所得金額は「０円」でも必ずご記入ください。(未記入の場合「０円」として処理しますが、万一記入漏れによる訂正の場合、御自身で修正申告が必要となります。)

４．記入漏れについて

必要記載事項が未記入・一部不備の場合、登録ができないことがありますのでご注意ください。(確定申告により調整できます。)

＜提出前に再度ご確認ください！＞

・控除対象の配偶者・扶養親族等の続柄・生年月日・所得額は記入しましたか？

・控えをお手元に残してください。(後日折り返しのご連絡をする場合がございます。)